

こんなに便利
確定申告書等
作成コーナー

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、こんな利点があります。

▽混雑する確定申告会場で長時間お待ちいただくことがありません。

▽画面の案内に従い、金額などを入力すると税額などが自動的に計算されるため、正しい申告書などを作成できます。

▽作成した申告書などは、印刷して添付書類とともに郵送で提出できます。

また、給与所得者または公的年金所得者向けに、見やすさ・分かりやすさを重視した申告書作成画面を新設しました。ぜひ利用してください。

専門真稅務署

TEL 06・6909・0181



個人市民税・府民税
申告は
3月15日(火)まで

平成28年1月1日現在、市内在住者は個人住民税の申告が必要です。

注 税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合は不要)

年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、課税課・市民税係へ問い合わせください。

また、平成27年中無収入の人、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合や国民健康保険、保育・幼稚園利用料算定などの手続きで申告が必要な場合は、個人住民税の申告書を提出してください。

申告受付日・会場

▽3月15日(火)まで(土・日を除く)午前9時30分～午後5時・中央公民館4階

注 月曜日は午後4時まで

▽申告会場での受付終了後、午後5時30分・課税課・市民税係窓口

▽臨時休日受付 3月13日(日)午前10時～午後3時・中央公民館4階

郵送でも申告可能

申告書に必要な事項を記入し、収入および所得控除を証明する資料を同封の上、送付してください。

持 印かん、個人住民税の申告書、収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や収入内訳書など)、所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細・領収書など)

備 昨年に個人住民税の申告をしている人には、あらかじめ申告書を送付しています。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、連絡してください。

注 所得税の確定申告や還付申告は、税務署での受け付けとなり、市役所では受け付けしません。

提・問 課税課・市民税係

(TEL) 570-8666

TEL 06・6992・1456 京阪本通2-2-15

平成28年度
固定資産課税台帳の
閲覧、縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

対 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人や、借地借家人などの関係者

期間 4月1日(金)から(土・日・祝日は除く)

時 午前9時～午後5時30分

場 市役所1号別館2階

手数料 無料

注 縦覧期間以外は有料

持 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)

備 新年度の納税通知書に添付の「課税明細書」でも課税内容が確認可。借地借家人などの関係者は、本人確認書類と併せて、その権利を証する書類(賃貸借契約書の写しなど)

縦覧帳簿の縦覧

縦覧とは、市内に土地または家屋を所有する固定資産税の納税義務者が、自己の土地または家屋の価格とほかの土地または家屋の価格を比較す

ることを通じて、価格が適正であるかどうかを確認する制度です。

対 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人など

期間 4月1日(金)～5月31日(火)(土・日・祝日は除く)

時 午前9時～午後5時30分

場 市役所1号別館2階

手数料 無料

持 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)

手数料 無料

問 課税課・土地係・家屋係

TEL 06・6992・1474



近畿運輸局 大阪運輸支局からのお知らせ

年度末にあたる3月は自動車の登録手続きが最も集中します。

3月下旬は登録窓口が大変混雑し、手続きに時間がかかることが予想されますので、比較的空いている中旬までに済ませてください。

自動車の登録手続きは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、事務所で行うことになっています。

登録手続き案内

▽大阪運輸支局

TEL 050・5540・2058

▽なにわ自動車検査登録事務所

TEL 050・5540・2059

▽和泉自動車検査登録事務所

TEL 050・5540・2060

備 自動音声案内で24時間利用できます。なお、自動音声内で対応できない場合は、最終的にオペレーターが対応します(開庁日の午前8時30分〜午後5時15分)。

ご存じですか 固定資産税・都市計画税

新築住宅に対する減額

一定の要件を備えた新築住宅に対して税額を減額する制度が設けられており、課税されることとなった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、1戸あたり120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額(家屋分の2分の1が軽減されています(認定長期優良住宅は5年度分)3階建以上の耐火・準耐火建築物の場合は7年度分)。

例えば、平成23年に新築され平成24年度から課税されることとなった2階建木造住宅の固定資産税が、平成27年度から急に高くなった場合は、平成24年度〜26年度(3年度分)は固定資産税額の2分の1の減額が適用され税額が抑えられていたものが、新築住宅に対する減額の適用期間が終了し、本来の税額に戻ったことがその理由です。

問 課税課・土地係・家屋係
TEL 06・6992・1474

滞納徴収強化月間

市では、3月〜5月を「滞納徴収強化月間」と定め、市税滞納者に対して夜間や休日に電話での催告や、訪問徴収の実施を強化します。

市に連絡せず長期に滞納すると、やむなく差し押さえやその物件の公売などの滞納処分を行うこととなりますので、早急に納税課まで連絡してください。

また、市は大阪府域地方税徴収機構に参加しています。引継ぎを送付しても、完納に至らなかった事案などは、同機構において府と市職員が共同し、より積極的な滞納整理を行うこととなります。

市税収入の確保に向け、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 納税課
TEL 06・6992・1852
1854



原付などの 廃車はお早めに

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者または使用者に、軽自動車税が課税されます。

これらの車などを人に譲ったり、市外に住居変更したり、盗難・廃車などで使用できなくなった時は、3月31日(木)までに廃車などの手続きを済ませてください(下表)。

問 課税課・税政係
TEL 06・6992・1458

納税には便利な □座振替を

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、便利な口座振替をぜひ利用してください。なお、平成28年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日(木)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。

すでに利用している人は、自動継続されます。



問 納税課 TEL 06-6992-1851

車種	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車 (軽三輪・軽四輪)	軽二輪 (126cc~250cc) 二輪の小型自動車 (251cc以上)
問い合わせ先	課税課・税政係 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に必要なもの	・ナンバープレート ・原動機付自転車申告済証 ・印かん ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など) 上記へ問い合わせください		